

○ 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）平成29年2月

項目	災害時応急活動 事前対策 の充実	災害時の 応急活動 対策
災害時の情報収集等	【被災者支援に関する情報システムの構築等】	
	<p>○ 市町村は、罹災証明書の交付、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理する被災者台帳システムの導入や体制の整備に努めます。</p> <p>○ 県及び市町村は、県民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。〔安全防災局、保健福祉局〕</p> <p>○ 県及び市町村は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めます。〔安全防災局〕</p> <p>○ 県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの運用を図るとともに、災害や生活情報を伝達できるよう、体制の整備に努めます。〔安全防災局〕</p>	
	【報道機関との協力体制の確立】	
	<p>○ 県及び市町村は、報道機関（テレビ、ラジオ、新聞、コミュニティFMなど）の協力のもと発災時における災害報道の拡充を図ることで、被災者に対して必要な情報を提供できるような体制の確立を図ります。〔安全防災局、県民局〕</p>	
	【災害時の情報受伝達に関する協力体制の確保】	
	<p>○ 県及び市町村は、アマチュア無線団体など、防災関係団体と連携して、災害時の情報受伝達に関する協力体制を確保します。〔安全防災局〕</p>	
	【地震観測情報の収集、伝達体制の確保】	
	<p>○ 国及び温泉地学研究所の日常的な地震観測情報や発災時の余震情報など、地震観測情報の収集、伝達体制を確保します。〔安全防災局〕</p>	

○ 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）平成29年2月

項目	災害時応急活動 事前対策 の充実	災害時の 応急活動 対策
		【県の広報】
		<p>○ 県は、流言飛語による社会混乱の防止のため、地震や津波に関する情報のみならず、被災状況、応急対策の実施状況、県民のとるべき措置等について積極的に広報します。</p> <p>○ 県は、次により広報活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送機関への要請 ・ 報道機関への要請 ・ 記者発表、県の災害情報ホームページによる広報 ・ 市町村等の広報媒体を活用した広報 ・ 県広報車（放送設備のある車両）による広報 ・ 必要に応じたヘリコプターによる広報 ・ 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報 ・ 新聞紙面購入による広報 ・ ファクシミリ、上記以外のインターネット等による広報
		【市町村の広報】
		<p>市町村は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、同報無線や広報車、協定を締結するケーブルテレビやコミュニティFM放送局、自主防災組織との連携等により、住民等に対して次の事項等について広報します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の状況に関すること ・ 避難に関すること ・ 応急対策の活動状況に関すること ・ その他住民生活に必要なこと
		【防災関係機関の広報】
		<p>防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民、利用者に対して、交通に関する情報やライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関が所管する業務に応じた広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、市町村及び報道機関に広報を要請します。</p>
		【通信手段の確保】
		<p>県及び市町村は、災害発生時において、災害情報の連絡通信を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請します。</p>